

## 議案第60号

前橋市保育所、保育の実施及び保育料等に関する条例及び前橋市立学校の  
授業料等に関する条例の改正について

平成29年6月14日提出

前橋市長 山本 龍

前橋市保育所、保育の実施及び保育料等に関する条例及び前橋市立学校の  
授業料等に関する条例の一部を改正する条例

(前橋市保育所、保育の実施及び保育料等に関する条例の一部改正)

第1条 前橋市保育所、保育の実施及び保育料等に関する条例（昭和32年前橋市条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表第2注6中「平成26年政令第213号」の次に「。以下「政令」という。」を加え、同表注8中「同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7第1項第1号及び第2項並びに第314条の8並びに同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項の規定は適用しないものとする。）の額」を「政令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額」に改める。

(前橋市立学校の授業料等に関する条例の一部改正)

第2条 前橋市立学校の授業料等に関する条例（昭和35年前橋市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表注3中「平成26年政令第213号」の次に「。以下「政令」という。」を加え、同表注5中「同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7第1項第1号及び第2項並びに第314条の8並びに同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項の規定は適用しないものとする。）の額」を「政令第4条第1項第2号に規定する市町村民税所得割合算額」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。